

杉並区介護支援専門員法定研修受講料助成 Q & A

R7.3.10更新

NO	大項目	質問内容	回答
1	【受講料助成について】	事業者で受講料を研修実施団体に支払いをしましたが、助成の対象になりますか。	対象になります。事業者で受講料の全額を負担した場合は事業者から、それ以外の場合は負担した個人（介護支援専門員）から、それぞれ区へ申請してください。
2		個人（介護支援専門員）が受講料を研修実施団体に支払いをしましたが、助成の対象になりますか。	対象になります。個人（介護支援専門員）で一度支払った後に、事業者で受講料の全額を負担した場合は事業者から、それ以外の場合は負担した個人（介護支援専門員）から、区へ申請してください。
3		東京都の介護支援専門員法定研修受講料補助（以下「都補助事業」という。）と助成を併給申請しようと考えていますが、どのタイミングで区へ申請すればよいですか。	先ず、事業者から都補助事業の申請手続きを期限内までに済ませていただき、後日、東京都の介護支援専門員法定研修受講料補助の交付決定通知が届き研修が修了次第、必要書類を揃えて区に併給の申請をしてください。この場合、区の助成限度額は、負担した研修受講料から補助を受けた額を控除した額の範囲内の額となります。区の併給申請期限は、研修修了後1年以内です。
4		厚生労働省の教育訓練給付制度の給付金、都補助事業、区の助成事業の3つを併給することは可能ですか。	いずれにも条件が該当する場合、併給可能です。ただし、厚生労働省や東京都へ先に申請後、区に併給申請してください。この場合、区の助成限度額は、負担した研修受講料から補助を受けた額を控除した額の範囲内の額となります。区の併給申請期限は、研修修了後1年以内です。
5		助成金の申請受付前に法定研修の支払いをしています。区の助成対象となりますか。	令和6年4月1日以降に受講開始した対象の法定研修で、研修修了後1年以内であれば、区の助成対象となります。
6		事業所から介護支援専門員への受講料の支払いについては、受講修了後の支給でも可能ですか。	可能となります。支払い完了後、区へ申請してください。
7		受講料の振り込みは事業所名義ではなく、個人名で振り込みしましたが、問題ないでしょうか。	研修実施団体への受講料振込は介護支援専門員個人・事業所どちらでも問題ありません。
8		助成の対象となる法定研修の種類（名称は）何種類ありますか。	7種類です。・専門研修Ⅰ・専門研修Ⅱ・更新研修（実務経験者向け88時間）・更新研修（実務経験者向け56時間前期）・更新研修（実務経験者向け32時間後期）・主任更新研修・主任研修があります。 なお、都補助事業とは、対象研修が一部異なります。
9		再研修の受講料（更新ではないもの）も助成の対象になりますか。	区の助成対象外となります。区の対象となる研修はQ & A No.8の研修となります。
10		助成金はいつ支給されますか。申請後どのくらい時間が掛かりますか。	申請後、おおむね1～2か月かかります。
11		都補助事業と併給申請を法人で検討しています。都に1法人として3名分申請しましたが、都からの交付決定額が選定額（合計）から百円未満の額が切り捨てられ交付決定されました。区の助成では都で切り捨てられた額は助成の対象でしょうか。	都補助事業に1法人から複数名申請し、申請額全体の和から切り捨てられた百円未満の額については、法人で複数名の中から任意で選定した1名に切り捨てられた百円未満の額を加算して、区へ申請してください。

12	【受講料助成申請者について】	研修の費用の一部を事業者、残りを個人で負担しています。その場合でも区の助成の対象になりますか。	この場合、一部でも負担している個人が、区の助成の対象者となり、一部負担の事業者は区の助成の対象とはなりません。研修受講料の全額を事業者で負担していない場合、負担した個人が助成の対象となり、事業者は助成の対象とはなりません。また、区へ申請する前に、事業者から都補助事業の併給もご活用いただくことで、最大で全額補助になります。
13		研修の費用の全額を事業者で負担しています。その場合でも区の助成の対象になりますか。	全額負担している事業者が区の助成対象者となり、個人は対象者とはなりません。研修受講料の全額を事業者で負担している場合、負担した事業者が助成の対象となります。また、区へ申請する前に、事業者から都補助事業の併給もご活用いただくことで、最大で全額補助になります。
14		研修の費用を事業者負担はなく、全額個人で負担しています。その場合でも区の助成の対象になりますか。	負担している個人が、区の助成の対象者となります。研修受講料の全額を負担した個人が助成の対象となりますので、個人から区の助成を申請してください。
15	【受講料助成対象年度について】	いつ受講した研修が対象ですか。	令和6年4月1日以降に開始した研修が対象です。
16		研修を修了したのが年度末でも必ず年度内に区に申請しなければいけませんか。	区の助成を受ける場合、研修修了後1年以内であれば翌年度になっても申請可能です。ただし、都補助事業を併給する場合、都へ申請後、区へ助成金を併給申請することが基本となりますが、都や他機関の補助を受ける場合は、あらかじめご自身で各申請先に申請期限等をご確認ください。
17	【受講料助成の申請について】	交付申請の対象職員が複数の事業所で勤務している場合、助成金申請をする事業所はどこになりますか。	交付申請の対象職員の主たる勤務先の事業者から申請をおこなってください。ただし、事業者で受講料の全額を負担していない場合、受講料を負担した個人が区へ申請してください。
18	【受講料助成対象者について】	介護支援専門員の登録地が東京都以外ですが、杉並区内の事業所で勤務をしている場合は、区の受講料助成の対象者となりますか。	区内の対象事業所で勤務をしている場合は、介護支援専門員の登録地が東京都以外であっても受講料助成の対象者となります。また、受講料助成対象者の居住地も問いません。
19		介護支援専門員の登録地は東京都ですが、区外の事業所で介護支援専門員の資格を活用した業務に従事しています。その場合は、区の受講料助成の対象者となりますか。	助成対象者は区内の対象事業所で、介護支援専門員資格を活用した業務に従事している者（又は今後資格を活用する見込みのあるもの）となります。よって登録地が東京都であっても、従事先が区内の事業所でない場合は、区の助成の対象者とはなりません。
20		他道府県等が実施している法定研修を受講した（受講予定）場合は、区の受講料助成の対象となりますか。	他道府県等が実施している法定研修であっても受講料助成の対象となります。その場合は、杉並区介護支援専門員法定研修受講料助成要綱別表第1の助成基準額を当該道府県等が定める受講料に置き換えて算定します。
21		区内の助成対象事業所で従事していますが、介護支援専門員と他の業務を兼務しています。その場合でも区の受講料助成の対象者となりますか。	受講料助成の対象者となります。杉並区介護支援専門員法定研修受講料助成要綱第2条（対象研修）に規定している介護支援専門員資格を活用した業務に従事している場合、受講料助成対象者の「勤務の体制及び勤務形態一覧表」における職種・常勤・非常勤、専従・兼務については問いません。
22		地域包括支援センターで介護支援専門員以外の配置ですが、ケアプランを作成しています。その場合は、区の受講料助成の対象者となりますか。	介護支援専門員以外の配置であっても、杉並区介護支援専門員法定研修受講料助成要綱第2条（対象研修）に規定している介護支援専門員資格を活用した業務に従事している場合は、区の受講料助成の対象者となります。

23	【受講料助成対象者について】	現在、助成対象事業所の管理者を勤めていますが、区の受講料助成の対象者となりますか。	杉並区介護支援専門員法定研修受講料助成要綱第2条（対象研修）に規定している介護支援専門員資格を活用した業務に従事している場合は、管理者も区の受講料助成の対象者となります。
24		助成対象事業所の法人代表者を勤めていますが、受講料助成の対象者となりますか。	助成対象事業所の役員（法人代表者）であっても、杉並区介護支援専門員法定研修受講料助成要綱第2条（対象研修）に規定している介護支援専門員資格を活用した業務に従事している場合は、法人代表者も区の受講料助成の対象者となります。
25		介護支援専門員業務に従事していないが、介護保険サービス業務（例：介護職員など）に従事している場合、区の受講料助成の対象者となりますか。	杉並区介護支援専門員法定研修受講料助成要綱第2条（対象研修）に規定している介護支援専門員資格を活用した業務に従事していないため、区の受講料助成の対象者ではありません。
26		現在、区市町村職員（非常勤職員を含む）として、介護支援専門員の資格を活用した業務に従事しているが、受講料助成の対象者となりますか。	区市町村職員（非常勤職員を含む）の場合は、区の受講料助成の対象者となりません。
27		介護支援専門員資格のある者を認定調査員として会計年度任用職員として採用しています。区の受講料助成の対象となりますか。	市区町村の職員となるため対象となりません。
28		都に都補助事業の交付申請を行ったが、補助対象者の中に法定研修を修了できなかった者がいます。その場合でも、区の助成対象者となりますか。	助成の対象者となりません。区の助成の対象者は、法定研修を修了した者となります。修了できなかった方を除いて区に申請してください。